

愛知県女性相談支援センターの2025年度相談状況等について

1 相談件数

(1) 面接相談

相談内容をみると、「人間関係」が90.0%と高い割合を占め、次いで「住居・経済問題」が8.1%、「心身の問題」が1.0%となっています。

「人間関係」の中でも、「配偶者」との関係が76.6%を占めています。

また、面接相談件数全体では、昨年度と比較して44件減少しています。

相談者の年齢別では、30歳代と40歳代とで、約半数を占めています。

① 面接相談主訴別内訳

大区分	小区分	2024年度		2025年度	
		件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
人間関係	配偶者	496	69.5	513	76.6
	(うちDV)	(451)	(63.2)	(447)	(66.7)
	子ども	27	3.8	18	2.7
	親族	56	7.8	57	8.5
	家庭不和	3	0.4	1	0.1
	その他の人間関係	28	3.9	14	2.1
	小計	610	85.4	603	90.0
住居・経済問題	住居問題	5	0.7	6	0.9
	帰住先なし	78	10.9	37	5.5
	経済問題	11	1.5	11	1.6
	小計	94	13.2	54	8.1
心身の問題	身体的問題	0	0.0	2	0.3
	精神的問題	7	1.0	5	0.7
	小計	7	1.0	7	1.0
その他	妊娠出産	2	0.3	5	0.7
	不純異性交遊など	0	0.0	0	0.0
	人身取引被害	1	0.1	1	0.1
	小計	3	0.4	6	0.9
合計		714	100.0	670	100.0

※ 区分毎の割合は四捨五入しているため、合計値と各内訳の計は一致しない場合があります。
(次ページ以降同じ。)

② 面接相談年齢別状況

区 分	2024年度		2025年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
20歳未満	21	2.9	21	3.1
20歳代	129	18.1	118	17.6
30歳代	160	22.4	188	28.1
40歳代	164	23.0	173	25.8
50歳代	141	19.7	107	16.0
60歳以上	52	7.3	62	9.3
不 明	47	6.6	1	0.1
計	714	100.0	670	100.0

(2) 電話相談

相談内容をみると、「人間関係」が76.3%と全体の約8割を占めており、その中でも、「配偶者」との関係が26.4%、職場・近隣等、親族以外の「その他の人間関係」が29.3%を占めています。

また、相談件数全体では、昨年度と比較して89件の減となり、「人間関係」に関する相談が7,877件(76.3%)で前年度と比べて247件減少した一方、「心身の問題」に関する相談は2,051件(19.9%)と、前年度より76件増加しました。

DVに関する相談については892件(8.6%)で、前年度の674件より218件増加しています。

相談者の年齢別では、60歳以上が最も多く、50歳代、40歳代と続いています。なお、電話相談は匿名を原則としていることから、不明の件数が1,404件(13.6%)と高い割合になっています。

① 電話相談主訴別内訳

大区分	小区分	2024年度		2025年度	
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
人間関係	配偶者	2,600	25.0	2,723	26.4
	(うちDV)	(674)	(6.5)	(892)	(8.6)
	子ども	888	8.5	757	7.3
	親族	1,329	12.8	1,349	13.1
	家庭不和	34	0.3	27	0.3
	その他の人間関係	3,273	31.4	3,021	29.3
	小計	8,124	78.0	7,877	76.3
住居・経済問題	住居問題	52	0.5	89	0.9
	帰住先なし	14	0.1	16	0.2
	経済問題	237	2.3	262	2.5
	小計	303	2.9	367	3.6
心身の問題	身体的問題	447	4.3	323	3.1
	精神的問題	1,528	14.7	1,728	16.7
	小計	1,975	19.0	2,051	19.9
その他	妊娠出産	8	0.1	26	0.3
	不純異性交遊など	2	0.0	2	0.0
	小計	10	0.1	28	0.3
合計		10,412	100.0	10,323	100.0

② 電話相談年齢別状況

区分	2024年度		2025年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
20歳未満	40	0.4	38	0.4
20歳代	280	2.7	345	3.3
30歳代	1,062	10.2	1,179	11.4
40歳代	1,571	15.1	1,478	14.3
50歳代	4,305	41.3	2,379	23.1
60歳以上	1,740	16.7	3,500	33.9
不明	1,414	13.6	1,404	13.6
計	10,412	100.0	10,323	100.0

2 一時保護

県女性相談支援センターには、配偶者からの暴力により家に帰ることができない方や、離職や離婚等により帰住先のない方を、必要に応じ短期間保護する一時保護機能があります。

2025年度に一時保護した件数は172件と、前年度に比べて29件増加しています。

一時保護に至った原因は、「配偶者等からの暴力（DV）」が69.2%と最も多く、「子の暴力、父（母）からの虐待等」（家族間の暴力）及び「交際相手からの暴力」も合わせると79.1%を占めています。

一時保護者の年齢別では、30歳代が最も多く、次いで20歳代、40歳代と続いています。

一時保護後の退所理由別状況は、「女性自立支援施設」や「母子生活支援施設」等の施設に入所した者が40.7%を占めています。また、「就職・自営」と「アパート等入居」を合わせたいわゆる「自立」は4.1%でした。

(1) 一時保護主原因別内訳

主 原 因	2024年度		2025年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
配偶者等からの暴力 (DV)	97	67.8	119	69.2
子の暴力、父又は母からの虐待等	17	11.9	17	9.9
交際相手からの暴力	6	4.2	0	0.0
帰住先なし (離職・離婚等)	22	15.4	30	17.4
妊娠・出産 (未婚・夫行方不明)	0	0.0	2	1.2
その他	1	0.7	4	2.3
計	143	100.0	172	100.0

(2) 一時保護者の年齢別状況

区 分	2024年度		2025年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
20歳未満	5	3.5	10	5.8
20歳代	44	30.7	53	30.8
30歳代	34	23.8	54	31.4
40歳代	23	16.1	31	18.0
50歳代	20	14.0	18	10.5
60歳以上	17	11.9	6	3.5
計	143	100.0	172	100.0

(3) 一時保護者の退所理由別内訳

区 分		2024年度		2025年度	
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
施設 入 所	女性自立支援施設	18	12.6	21	12.2
	母子生活支援施設	32	22.3	38	22.1
	救護施設	1	0.7	1	0.6
	老人ホーム	0	0.0	1	0.6
	他の社会福祉施設	3	2.1	9	5.2
	小 計	54	37.7	70	40.7
自 立	就職・自営	0	0.0	2	1.2
	アパート等入居	4	2.8	5	2.9
	小 計	4	2.8	7	4.1
帰宅		23	16.1	28	16.3
福祉事務所へ移送		5	3.5	4	2.3
入院		6	4.2	4	2.3
帰国		2	1.4	1	0.6
親族等引き取り		14	9.8	16	9.3
知人宅		6	4.2	7	4.1
保護先変更		11	7.7	20	11.6
無断退所		5	3.5	5	2.9
その他		11	7.7	6	3.5
未処理 (次年度に)		2	1.4	4	2.3
合 計		143	100.0	172	100.0

3 保護命令発令件数

配偶者暴力相談支援センター（※）でもある県女性相談支援センターでは、面接相談や一時保護を行った方に、保護命令の申立ての支援も行っています。

申立て後、地方裁判所の依頼により、県女性相談支援センターが被害者からの相談状況等を記載した書面を提出します。

2025年度中の書面提出件数は9件、保護命令が発令された件数は9件となっています。

書面提出、保護命令等件数

(単位:件)

区 分		2024年度	2025年度
書 面 提 出		2	9
保 護 命 令	接近禁止	2	8
	接近禁止及び退去命令	0	1
	計	2	9
却下・取り下げ		0	1
未 処 理		0	0

※ 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第3条に規定する施設。都道府県は、女性相談支援センターその他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとされており、本県においては県女性相談支援センターがこの機能を果たしている。

このセンターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、各種の相談対応又は相談機関の紹介、カウンセリング、緊急時における安全の確保、一時保護、自立支援、保護命令制度の利用に関する情報提供・助言・関係機関との連絡調整などを行っている。